

小平市建築基準法施行細則第9条第2項の規定による建築設備  
概要書等

小平市建築基準法施行細則（令和3年小平市規則第26号。以下「規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、市長が別に定める書類を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

- 1 規則第9条第2項第1号アに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記様式第1号及び別記様式第2号
- 2 規則第9条第2項第1号イに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記様式第3号及び別記様式第4号
- 3 規則第9条第2項第2号に規定する昇降機工事監理状況調書 別記様式第5号
- 4 規則第9条第2項第3号に規定する昇降機工事監理状況調書 別記様式第6号
- 5 規則第9条第2項第4号に規定する遊戯施設工事監理状況調書 別記様式第7号

令和3年3月31日

小平市長 小林 正 則